

平成 2 9 年 2 月 1 6 日

平成 2 9 年 第 1 回
組合議会（定例会）会議録

平成29年2月16日(木)南河内環境事業組合議会第1回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 議 | 員 | 田 | 中 | 祐 | 二 | 君 | |
| 2 | 番 | 議 | 員 | 駄 | 場 | 中 | 大 | 介 | 君 |
| 3 | 番 | 議 | 員 | 山 | 口 | 健 | 一 | 君 | |
| 4 | 番 | 議 | 員 | 三 | 島 | 克 | 則 | 君 | |
| 5 | 番 | 議 | 員 | 桂 | | 聖 | | 君 | |
| 6 | 番 | 議 | 員 | 鳥 | 山 | 健 | | 君 | |
| 7 | 番 | 議 | 員 | 上 | 谷 | 元 | 忠 | 君 | |
| 8 | 番 | 議 | 員 | 辰 | 巳 | 真 | 司 | 君 | |
| 9 | 番 | 議 | 員 | 村 | 山 | 理 | 恵 | 君 | |
| 10 | 番 | 議 | 員 | 尾 | 崎 | 哲 | 哉 | 君 | |
| 11 | 番 | 議 | 員 | 西 | 川 | 宏 | 郎 | 君 | |
| 12 | 番 | 議 | 員 | 草 | 尾 | 勝 | 司 | 君 | |
| 13 | 番 | 議 | 員 | 田 | 中 | 慶 | 一 | 君 | |
| 14 | 番 | 議 | 員 | 徳 | 丸 | 幸 | 夫 | 君 | |

説明のための出席者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 管 | 理 | 者 | 富 | 田 | 林 | 市 | 長 | 多 | 田 | 利 | 喜 | 君 | | | | | | |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 河 | 内 | 長 | 野 | 市 | 長 | 島 | 田 | 智 | 明 | 君 | | | | |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 大 | 阪 | 狭 | 山 | 市 | 長 | 古 | 川 | 照 | 人 | 君 | | | | |
| 副 | 管 | 理 | 者 | (代 | 理) | 河 | 南 | 町 | 副 | 町 | 長 | 奥 | 村 | 格 | 一 | 君 | | |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 太 | 子 | 町 | 長 | 浅 | 野 | 克 | 己 | 君 | | | | | | |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 千 | 早 | 赤 | 阪 | 村 | 長 | 松 | 本 | 昌 | 親 | 君 | | | | |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 副 | 市 | 長 | 富 | 田 | 林 | 市 | 副 | 市 | 長 | 谷 | 口 | 勝 | 彦 | 君 |
| 監 | 査 | 委 | 員 | | | | | | | 北 | 井 | 末 | 廣 | 君 | | | | |

| | | |
|-------|----------------------------|-----------|
| 事 務 局 | 局 長 | 浅 川 浩 君 |
| 事 務 局 | 次長兼総務企画課長 (会 計 管 理 者) | 山 本 典 生 君 |
| 事 務 局 | 次長代理兼第2清掃工場長 | 松 本 隆 君 |
| 事 務 局 | 次長代理兼資源再生センター所長 | 石 橋 成 元 君 |
| 事 務 局 | 第1清掃工場長代理 | 住 吉 要 君 |
| 事 務 局 | 総務企画課長代理 | 西 尾 順 治 君 |
| 書 記 | 総務企画係長 | 辻 彰 君 |

議事日程は、次のとおりである。

| | | |
|------|---------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報 告 第1号 | 組合議会議員の異動について |
| 日程第4 | 承 認 第1号 | 南河内環境事業組合職員の勤務時間 休日、休暇等に関する条例及び南河 内環境事業組合職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正する条例の 制定についての専決処分につき承認 を求めることについて |
| 日程第5 | 承 認 第2号 | 職員の退職手当に関する条例の一部 を改正する条例の制定についての専 決処分につき承認を求めることにつ いて |
| 日程第6 | 承 認 第3号 | 一般職の職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について の専決処分につき承認を求めること について |
| 日程第7 | 議 案 第1号 | 平成28年度南河内環境事業組合一 |

| | | | |
|------|------|-----|---|
| | | | 般会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案 | 第2号 | 平成29年度南河内環境事業組合一般会計予算 |
| 日程第9 | 監査報告 | 第1号 | 例月出納検査の結果報告について （平成28年度7月・8月・9月・ 10月・11月分・12月分） |

(開会 午後 2 時 3 0 分)

議長 (桂 聖君)

お待たせいたしました。ただいまから平成 2 9 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会を開会いたします。

本日は、定例会を招集されましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、まず議事に入ります前に、管理者より御挨拶をいただきます。多田管理者。

管理者 (多田利喜君)

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成 2 9 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、何かと御多用にもかかわりませず、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、本年度も 1 カ月余りとなりましたが、この 1 年の施設運営の状況につきましても、大きなトラブルもなく、安定した運転管理のもと、順調に廃棄物の処理を行うことができしております。また、新年度予算も本日議案上程させていただきますが、経費の削減に取り組ませていただくとともに、住民の皆様安心していただけるよう、今後も施設の安定的な運営に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても格段の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

それでは、今議会に御提案をさせていただきます案件でございますが、組合議会議員の異動報告が 1 件、条例関係の承認案件が 3 件、平成 2 8 年度補正予算と平成 2 9 年度予算の予算案件が 2 件、監査報告 1 件の計 7 件となっております。

各案件につきましては、後ほど提案説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、原案どおり御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、開会の

挨拶とさせていただきます。

議長（桂 聖君）

ありがとうございました。

それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名については、会議規則第 8 1 条の規定により議長において指名いたします。10 番議席の尾崎哲哉議員、11 番議席の西川宏郎議員の両議員にお願いをいたします。

続きまして、日程第 2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日 1 日として、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 3、報告第 1 号 組合議会議員の異動についてを議題といたします。

報告を求めます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

ただいま上程されました報告第 1 号 組合議会議員の異動につきまして、内容の御説明を申し上げます。

議案書 1 頁をお願いいたします。

まず、河南町選出議員の異動でございます。平成 28 年 10 月 12 日の河南町議会臨時会におきまして、福田太郎議員にかわりまして、田中慶一議員が就任をされております。

次に、太子町選出議員の異動でございます。平成 28 年 11 月 1 日の太子町議会臨時会におきまして、村井浩二議員にかわりまして、田中祐二議員が就任をされております。

それぞれの御住所と生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

旧議員におかれましては、これまでの御労苦に深謝いたしますとともに、新議員におかれましては今後の御活躍をお願い申し上げまして、ここに異動のありましたことを御報告申し上げます。

議長（桂 聖君）

ただいまの組合議会議員の異動については、組合規約第6条第3項の規定によるものでございます。

なお、新議員の議席は、組合議会会議規則第4条の規定に基づきまして、私、議長のほうで決めさせていただきます。1番議席に田中祐二議員、13番議席に田中慶一議員といたします。

次に、日程第4、承認第1号 南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ただいま上程されました承認第1号 南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

議案書2頁をお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児、又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、これを受けて、富田林市におかれましては、昨年12月市議会において、関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様の取り扱いをいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定により、昨年1

2月26日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、御承認を求めるものでございます。

改正の主な内容でございますが、議案書3頁から6頁をお願いいたします。

改正条例第1条は、南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正といたしまして、育児、介護を行う職員の勤務時間について規定されております本条例第7条の2で、育児や介護をするために早出、遅出勤務ができる子の範囲に、特別養子縁組の成立により、職員が現に監護を行う子、里親である職員に委託され、その職員が養子縁組により養親となることを希望している子、及びその他これらに準ずる関係にある子を加えるとともに、育児、介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について定めております第7条の3において、職員が要介護者を介護する場合にも前条と同様の読み替えを行うものでございます。

次に、第14条第1項の改正は、要介護者を明確に規定するとともに、職員の介護休暇を要介護者が介護を必要とする一つの継続した状態ごとに、6カ月以内の期間で3回まで取得できるものとしております。

また、第14条の2では、無給の介護時間休暇を新設し、職員が介護のために勤務しないことが相当と認められる場合は、連続する3年以下の期間で1日につき2時間以内の範囲で時間休暇を取得できるように改めるものでございます。

次に、改正条例第2条は、南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、このたびの法令改正に伴い、本組合職員の育児休業等に関する承認手続について、所要の改正を行うとともに、非常勤職員の育児休業の取得要件となります雇用継続見込み等の期間について、現行、養育する子が2歳になる日までとされていたものを、1歳6カ月になる日に緩和するものでございます。

また、職員の休暇の取得において、新たに介護時間休暇が導入されたことから、部分休業と育児時間、介護時間休暇を同時に取得する場合は、あわせて2時間までとするよう調整を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上、承認第1号の説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（桂 聖君）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

それでは承認第1号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって承認第1号 南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき、承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第2号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ただいま上程されました承認第2号 職員の退職手当に関する条例の一部

を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

議案書 7 頁をお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、このたび雇用保険法が改正され、失業給付に関する内容が変更されますことから、富田林市におかれましては、昨年 1 2 月市議会において、関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様の取り扱いをいたしたく、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、昨年 1 2 月 2 6 日付で専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定に基づき御報告申し上げ、御承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書 8 頁、9 頁をお願いいたします。

雇用保険法において、これまで雇用保険の適用外とされておりました 6 5 歳以上で、新たに雇用される者につきましても、高年齢被保険者として新たに雇用保険の適用となりますことから、職員の退職手当に関する条例第 1 0 条第 5 項及び第 6 項につきまして、雇用保険法と同様の改正を行うものでございます。

次に、同条第 1 1 項の改正につきましても、雇用保険法の改正により求職活動に対する支援として、遠方の企業に面接に行く際に支給する広域求職活動費に加え、就職の面接に際して子供の一時預かりを利用する場合の費用等についても支給対象とする求職活動支援費が新たに設けられたことから、同様の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 9 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

以上、承認第 2 号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（桂 聖君）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは承認第2号についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、承認第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ただいま上程されました承認第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

議案書10頁をお願いいたします。

平成28年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与関係法令が改正されたことを受け、富田林市におかれましては、昨年12月市議会において、関係条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様に取り扱いいたしたく、地方自治法第179条第1項の規定により、昨年12月26日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき御報告申し上げます、

御承認を求めるものでございます。

その内容といたしましては、議案書 11 頁から 16 頁をお願いいたします。

国の改正に準拠し、条例第 3 条関係の別表第 1、一般職給料表平均で 0.2% 引き上げるとともに、条例第 30 条に規定の勤勉手当について、平成 28 年度以降の支給割合を年間で一般職員は 0.1 カ月分、再任用職員については 0.05 カ月分引き上げ、それぞれ 1.7 カ月分と 0.8 カ月分とするものでございます。これによりまして、期末手当をあわせました年間支給割合は、一般職員で 4.3 カ月分、再任用職員は 2.25 カ月分となります。

なお、この条例は交付の日から施行するものでございますが、平成 29 年度以降の勤勉手当の改正につきましては平成 29 年 4 月 1 日から施行し、別表第 1 の給料表の改正につきましては平成 28 年 4 月 1 日より、平成 28 年度の勤勉手当の改正については平成 28 年 12 月 1 日より、それぞれ適用するものでございます。

以上、承認第 3 号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（桂 聖君）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

それでは承認第 3 号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより承認第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、議案第1号 平成28年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

ただいま上程されました議案第1号 平成28年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、内容の御説明を申し上げます。

議案書17頁をお願いいたします。

今回の補正予算は、第1条におきまして、債務負担行為の追加をお願いするもので、内容は第1表によるところでございます。

次の頁、18頁、19頁をお願いいたします。

債務負担行為の内容でございますが、平成28年度末をもって契約期間が満了となります業務委託2件の新年度4月1日から3カ年分の業務開始に備えまして、事前の準備行為であります入札、契約も含めまして、債務負担行為を計上させていただくものでございます。

第1表中、事項の1、測定業務料は、期間は契約締結日から期間満了まで、限度額は1億298万1,000円でございます。この業務の内容は、第1・第2清掃工場では、排ガス、水質の測定や焼却灰、ごみ質の分析、また周辺環境測定等の業務を行うもので、資源再生センターでは水質測定、肥料の分析などの業務を行うものでございます。

次に、事項の2、排水処理設備管理業務料、期間は契約締結日から期間満了まで、限度額を4,603万2,000円とさせていただくものでございます。この業務の内容は、第1清掃工場の有害ガス除去装置から出てくる排水や工場排水、生活排水などを処理する施設の管理運営を行う業務でござい

ます。

以上、平成28年度一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。原案どおり御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（桂 聖君）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

それでは議案第1号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成28年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第2号 平成29年度南河内環境事業組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷口副管理者副市長。

副管理者副市長（谷口勝彦君）

それでは、私のほうからただいま上程されました議案第2号 平成29年度南河内環境事業組合一般会計予算につきまして、内容の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書21頁をお願いいたします。

まず、第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,166万2,

000円と定めております。

第2条では、一時借入金の最高額を3,000万円と定め、第3条では、歳出予算の流用についての定めでございます。

22頁をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳入といたしまして、款1. 分担金及び負担金から款6. 諸収入までの款、項の金額は記載のとおりでございます。

次に、23頁をお願いいたします。

歳出でございますが、款1. 議会費から款5. 予備費までの款、項の金額につきましても記載のとおりでございます。

歳入歳出それぞれ合計は21億8,166万2,000円となっております。

続きまして、24頁以降の歳入歳出予算事項別明細書により、内容の御説明を申し上げます。

まず、財源も含めまして歳出のほうから御説明を申し上げます。

34、35頁をお願いいたします。

款1. 議会費は410万7,000円、前年度比1万9,000円の減、議員報酬、研修旅費、需用費等の計上でございます。財源は全て一般財源でございます。

表頭の本年度の財源内訳に表記されております一般財源は、市町村からの分担金でございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費は7,399万5,000円、前年度比234万3,000円の減、主に新地方公会計制度の導入に伴います委託料等物件費の減によるものでございます。財源は繰越金、諸収入と一般財源でございます。

次の頁をお願いいたします。

目2. 財産管理費15万2,000円、前年度比7,000円の減、目3. 公平委員会費は前年度と同額の7万2,000円でございます。

目4. 監査委員費は前年度と同額の16万8,000円でございます。

目５．環境啓発費は１３４万４，０００円、前年度比２２８万８，０００円の減でございます。環境関係の啓発活動に伴う経費を計上しており、前年度に委託料で地球温暖化対策実行計画改定業務料を計上しておりましたが、その分が減となっております。財源は目２から目５まで全て一般財源でございます。

次の頁をお願いいたします。

総務費の合計といたしまして、７，５７３万１，０００円、前年度比４６３万８，０００円の減。

次に、款３．衛生費、項１．ごみ処理費、目１．第１清掃工場業務管理費は７億７，９３６万３，０００円、前年度比２，３６２万８，０００円の減、主に需用費、工事請負費、委託料の減によるものでございます。財源はごみ処理手数料、財産売払収入、繰越金と一般財源でございます。

なお、次の頁の上段、節１３．委託料におきまして、今年度新たに精密機能検査委託料を計上させていただき、第１清掃工場の今後の施設整備に向けて、工場の機能・性能がどのようになっているのかを把握する検査を予定しております。

目２．第２清掃工場業務管理費は５億９，３２４万９，０００円、前年度比３，００４万３，０００円の減、主に需用費、工事請負費、委託料の減額によるものでございます。財源は、第１清掃工場と同じくごみ処理手数料、財産売払収入、繰越金と一般財源でございます。

次に４２頁、４３頁をお願いいたします。

頁の下のほうでございますが、目３．財産管理費は３億６，３８７万８，０００円、前年度比８，９３８万４，０００円の増となっております。これにつきましては、次の頁をお願いいたします。

上のほうの節２５．積立金でございますが、第２清掃工場基幹的設備改良事業並びに第１清掃工場の今後の施設整備に備えて施設整備基金の積立金を増額させていただくものでございます。財源は基金利子並びに行政財産使用料等と一般財源でございます。

目４．残滓処理事業費は２７６万２，０００円で、前年度比２９万５，０００円の減、フェニックス処分場の搬入基地設備の延命化対策等に伴う負担金でございます。財源は施設整備基金繰入金でございます。

目５．シール印刷等業務管理費は１，２１１万８，０００円で、前年度比２９万円の減、財源は市町村からの負担金でございます。

次の第２清掃工場基幹的設備改良事業費につきましては、これまで事業開始に向けて計画策定等事前準備を行いながら、関係機関等に対しても御理解をいただくよう進めており、今回直接的な工事費等の計上はございませんが、引き続き事業推進の準備を行っていく予定でございます。

ごみ処理費合計といたしまして１７億５，１３７万円、前年度比１，８４９万６，０００円の増となっております。

続きまして、款３．衛生費、項２．し尿処理費でございますが、目１．資源再生センター業務管理費は１億６，７７４万８，０００円、前年度比２，２３６万８，０００円の減で、主に需用費、工事請負費の減で、財源は繰越金等と一般財源でございます。

次に、４６頁、４７頁をお願いいたします。

目２．財産管理費は１億３，９２７万１，０００円、前年度比３，０１８万３，０００円の増となっております。これは、施設の基幹的設備更新並びに搬入量減少対策のための整備事業に備えるため、施設整備基金の積立金を増額させていただくことによるものでございます。財源は基金利子並びに行政財産使用料等及び一般財源でございます。

し尿処理費合計といたしまして３億７０１万９，０００円、前年度比７８１万５，０００円の増となっております。

記載はしてありませんが、衛生費合計といたしまして２０億５，８３８万９，０００円、前年度比較２，６３１万１，０００円の増となっております。

次に、４８頁、４９頁をお願いいたします。

款４、項１．公債費、目１．元金２，７５８万３，０００円、前年度比１億２，３５８万９，０００円の減、目２．利子は８５万２，０００円、前年

度比 1 5 5 万 7 , 0 0 0 円の減となっております。

公債費合計といたしまして 2 , 8 4 3 万 5 , 0 0 0 円、前年度比 1 億 2 , 5 1 4 万 6 , 0 0 0 円の減となっており、財源は繰越金と一般財源でございます。

公債費につきましては、ごみ処理では 1 8 年度、し尿処理では 1 3 年度に借り入れました建設事業債が完済いたしましたことから、大幅な減となっております。

次に、款 5、項 1、目 1. 予備費は 1 , 5 0 0 万円、前年度同額でございます。全て一般財源でございます。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、恐れ入りますが戻っていただきまして、2 8 頁、2 9 頁の歳入の説明を申し上げます。

さきに歳出のところで御説明をいたしましたけれども、もう少し詳しく歳入の説明をさせていただきます。

款 1. 分担金及び負担金、項 1. 分担金の計でございますが 1 9 億 9 , 2 2 2 万 6 , 0 0 0 円、前年度比 8 , 3 2 6 万 9 , 0 0 0 円の減、各市町村からの分担金で、施設費分担金は増しておりますけど管理費分担金、共同事務費分担金において減となっております。

次に、項 2. 負担金は 1 , 2 1 1 万 8 , 0 0 円、前年度比 1 , 9 5 8 万 8 , 0 0 0 円の減でございます。計上はシール印刷等業務負担金のみでございます。

地方債償還負担金でございますが、堺市に、組合脱退時におけます地方債残高の堺市分を負担していただいておりますけれども、平成 2 8 年度に終了いたしましたことから、廃目とさせていただきます。

次に、款 2. 使用料及び手数料、項 1. 使用料 3 9 5 万 3 , 0 0 0 円、主に行政財産における駐車場等の使用料でございます。

次に、項 2. 手数料はごみの一般持込手数料で 7 , 4 6 1 万 4 , 0 0 0 円、前年度比 1 , 1 9 3 万 8 , 0 0 0 円の増でございます。剪定枝等の搬入増に

よる収入増を見込んでおります。

次に、30頁、31頁をお願いいたします。

款3．財産収入、項1．財産運用収入は396万4,000円、施設整備基金及び退職手当基金積立金のごみ処理・し尿処理における定期預金利子の計上でございます。

項2．財産売却収入は177万8,000円、前年度比16万9,000円の減でございます。副産塩、屑アルミ、くず鉄等の売却収益でございます。

款4．繰入金、項1．基金繰入金は276万2,000円、前年度比1,138万3,000円の減、フェニックス処分場関係に伴う施設整備基金の取り崩しによるものでございます。

次に、款5、項1．繰越金は前年度と同額の9,000万円でございます。

次の頁をお願いいたします。

款6．諸収入、項1．雑入 24万7,000円、前年度比5万円の減でございます。なお、その下の国庫支出金の建設事業費補助金につきましては、前年度のような交付金対象事業の計上がございませんので、廃目とさせていただきます。

以上、歳入歳出、歳入の予算の説明とさせていただきます。

次に、飛んでいただきまして50頁から63頁は給与費明細書、64頁、65頁は債務負担行為の調書、66頁、67頁は地方債の調書、そして68頁から73頁は分担金の調書でございます。まことに勝手ながら、ごらんをいただきまして説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単でございますけれども、平成29年度一般会計当初予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（桂 聖君）

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

三島克則議員。

4 番議員（三島克則君）

私から 1 点だけです。4 5 頁の需用費のシール及び封筒印刷代のところ
あります。これはもう過去から何回も質問させていただいておりますが、封
筒の印刷代のところを企業の広告を集め、その分歳出の抑制につなげるこ
とができると思いますが、当局の考えをもう一度改めて聞かせていただきます。

議長（桂 聖君）

浅川局長。

局長（浅川 浩君）

三島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、シールと封筒の製作につきましては、組合にて 6 市町村の必要量を
一括で製作をさせていただいております。本来、シール制度につきましては、
各市町村の条例に基づきまして制度がございます。6 市町村統一で、制度の
運用を行っている関係上、市町村と組合にて協定を結び、経費の軽減並びに
事務の効率化の観点から、シール及び封筒の製作を組合にて行っているもの
でございます。

この封筒の製作につきましては、新年度予算については積算上、1 1 1 万
2, 0 0 0 円の計上でございます。この経費につきましては、民間事業者の広
告掲載の広告料で市町村の御負担の軽減ということでございますが、シール
を配布する封筒につきましては、それぞれ市町村の責任において住民の方々
に配布されるものでございますので、封筒のデザイン構成等につきましては
市町村の御了承をいただかなければなりませんので、今御意見いただきました
件につきましては、市町村担当部局にお伝えをさせていただきまして、6
市町村及び組合も含めての担当部局が集まる会議などがございますので、そ
のような場で検討されるよう御依頼させていただきます。

なお、組合もこの地域の廃棄物行政の一部を担っておりますので、またシ

ール・封筒に関します経費も予算計上させていただいておりますので、組合といたしましても、市町村と情報交換をしながら今御意見いただきましたことも含めまして、いろいろな課題について検討させていただくよう考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いをしておきます。

以上でございます。

議長（桂 聖君）

三島克則議員。

4番議員（三島克則君）

ありがとうございます。

以前よりも、だいぶと前向きな御答弁だと思います。私の家でもそうですけど、各御家庭もこのシールを配られた場合は、この封筒は1年間捨てないというのが、多分どこの御家庭もそうだと思いますので、しっかりとこの歳出削減につなげるような施策をもっともっと積極的にしていただきたいということを強く要望させていただきます。

質問を終わります。

議長（桂 聖君）

ほかに御質問、ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは議案第2号についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって議案第2号 平成29年度南河内環境事業組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、監査報告第1号 例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

北井監査委員。

監査委員（北井末廣君）

ただいま上程されました監査報告第1号 例月出納検査の結果報告につきまして、三島監査委員とともに検査をいたしました結果を、私から御報告申し上げます。

平成28年度7月分を平成28年8月24日に、8月分を9月21日に、9月分を10月20日に、10月分を11月21日に、11月分を12月21日に、12月分を平成29年1月20日に、それぞれ出納検査を実施いたしましたところ、各月分ごとともに出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありましたので、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（桂 聖君）

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますので、本件については終結いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会を前に、管理者より御挨拶をいただきます。

多田管理者。

管理者（多田利喜君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には新年度予算を初め、御提案申し上げました案件につきまして、それぞれ慎重に御審議を賜り、原案どおり御賛同いただき、心から厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

本日、皆様方からいただきました貴重な御意見につきましては、しっかりと受けとめさせていただき、今後の組合行政の推進に役立て、住民の皆様にご安心していただける施設運営に引き続き取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に各市町村の3月議会を控えられまして、議員の皆様には何かとお忙しい時期を迎えられることと思いますが、どうか御自愛をいただきまして、御活躍いただきますことを御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（桂 聖君）

ありがとうございました。

閉会に当たりまして、私の方からも一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、慎重な御審議をいただきながら議事の運営、進行に御協力いただき、円滑に閉会の運びになりましたことを厚く御礼申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、今議会において成立いたしました平成29年度新年度予算をはじめ、諸案件の執行に当たりまして、よりよい組合運営を推進されますよう期待しております。

最後に、議員各位はもとより、理事者並びに関係者、そして職員の皆様におかれましても、健康に十分御留意いただきまして、ますます御活躍を祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それではこれもちまして、平成29年第1回南河内環境事業組合議会定

例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後 3 時 1 4 分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 桂 聖

議 員 尾崎 哲哉

議 員 西川 宏郎